

3年度

受付印

香川県知事 浜田 恵造 様

## 香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付申請書

香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

## 1. 申請情報

※以下、該当する「□」に「✓」を記載ください

(1) 申請者	申請日	令和		年		月		日	※発送日を記入
	申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 区分所有法に規定する管理者							
	申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者							
	郵便番号	〒 -							
	住所	※個人の場合は、住民票に記載された住所をお書きください。							
	名前	※個人の場合は、住民票の表記とおりに記載ください。							
電話番号									
(2) 補助対象	対象区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システムのみ <input type="checkbox"/> 蓄電システムのみ <input type="checkbox"/> 両方							
	補助金申請額	, 0 0 0 円（千円未満切捨て）							
	(内訳)	太陽光発電システム		, 0 0 0 円	蓄電システム		, 0 0 0 円		
(3) 設置場所	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売 <input type="checkbox"/> 住居形態 <input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅							
	設置予定住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他（下記に記載）							
	郵便番号	〒 -							
	住所	香川県							
(4) 手続代行者	申請方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金申請の手続行為を委任します。 ※申請者本人が申請する場合は記載不要。								
	会社名/支店・営業所名								
	代表者名								
	実務担当者名		担当者電話番号						
	※手続代行をする場合、「手続代行者連絡票」（別記様式第1号）を提出ください。過年度に手続代行した場合も提出が必要です。								

○ 仮住まい等で(1)の申請者住所と異なる住所に交付決定通知書の送付を希望する場合は下記に記入

〒 -
-----

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

## 2. 太陽光発電システム概要

※蓄電システムのための申請の場合、記載不要

太陽電池の公称最大出力	. kW (小数点2桁未満は切捨て)		
パワコン・インボタの台数	台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください		
定格出力	① kW	② kW	③ kW
増設の有無	<input type="checkbox"/> 増設なし <input type="checkbox"/> 増設あり (既設分 ○○.○○ kW)		
補助対象経費 (税込)			

※太陽電池の補助金額は1kWあたり1.3万円となります(上限5万円)

## 3. 蓄電システム概要

※太陽光発電システムのための申請の場合、記載不要

設置 機器	メーカー名		パッケージ型番	
	蓄電容量	. kWh		
補助 対象 経費	①設備費(パッケージ型番一式)			
	②その他経費			
	③小計(税抜)			
	④合計(税込)			

※パッケージ型番一式の価格(税抜)の1/10が補助金額となります(上限10万円)

## 4. 重要事項確認 ※必ず申請者本人が内容を確認した上で、全ての欄に「✓」ください

	重要事項	チェック欄
1	補助対象システムの設置を予定する建物等に申請者以外の所有者はありません。又は、他に所有者がある場合は、設置についての承諾を受けています。	
2	補助対象システムの設置等に係る工事は未着工で、交付決定日より前に工事着手(建売の場合は建物引渡し)は行いません。また、新たに太陽光発電システムの設置等を行う場合においては、交付決定日より前に電力需給の開始を行いません。	
3	交付決定通知書は、申請者あてに送付されることを理解しました。	
4	補助対象年度内(3月31日が土日の場合は営業日内)までに実績報告書の提出できない場合、補助金の交付を受けられないことを理解しました。	
5	申請者は、暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。	
6	補助対象システムの設置場所(受給地点)は住居(店舗等との兼用を含む)です。既設の太陽光発電システムに蓄電システムを設置する場合、電力受給契約書に記載の受給地点と住民票又は登記簿謄本に記載の住所は同じ場所です。	
7	概要書に記入した補助対象システム設置予定場所と提出した契約書等に記載されたシステム設置場所は同じ場所です。また、システム設置場所に関する記載のない契約書等は、契約者の住所として記載してある場所にシステムの設置等を行います。	
8	補助金の申請にあたり、J-クレジット制度に基づく県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会することを理解しました(入会要件を満たす場合)。	

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。